			本又は当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面）又は同項第二号の書面及び同号の通知をしたことを証する書面
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

○国土交通省令第九十四号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第二十一条及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（運転免許）	（運転免許）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　前項の運転免許証には、次に掲げる事項を記載するものとする。	4　前項の運転免許証には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
（削る）	五　所属事業者名
五　（略）	六　（略）
5・6　（略）	5・6　（略）
（運転免許証記載事項の変更の記入）	（運転免許証記載事項の変更の記入）
第十三条　運転免許を受けた者は、運転免許証の記載事項のうち、氏名に変更を生じたときは、遅滞なく、第三号様式により当該変更の事実を証明する書類及び当該運転免許証を添えて地方運輸局長に申請書を提出して、運転免許証記載事項の変更の記入の申請をしなければならない。	**第十三条**　運転免許を受けた者は、運転免許証の記載事項のうち、氏名又は所属事業者名に変更を生じたときは、遅滞なく、第三号様式により当該変更の事実を証明する書類及び当該運転免許証を添えて地方運輸局長に申請書を提出して、運転免許証記載事項の変更の記入の申請をしなければならない。
（動力車操縦者運転免許原簿）	（動力車操縦者運転免許原簿）
第十五条　地方運輸局長は、動力車操縦者運転免許原簿（以下「原簿」という。）を設け、運転免許証を交付したときは、次の各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。	**第十五条**　地方運輸局長は、動力車操縦者運転免許原簿（以下「原簿」という。）を設け、運転免許証を交付したときは、次の各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。
一～五　（略）	一～五　（略）
（削る）	六　所属事業者名
六　（略）	七　（略）
2　（略）	2　（略）